

大空に一番近い場所 大阪北摂霊園

「北摂の小さなお墓」

使用期間30年+墓じまい付き

新規使用者募集のご案内

～開園50年の実績～

大阪北摂霊園が“新たな安心”をご提案します。



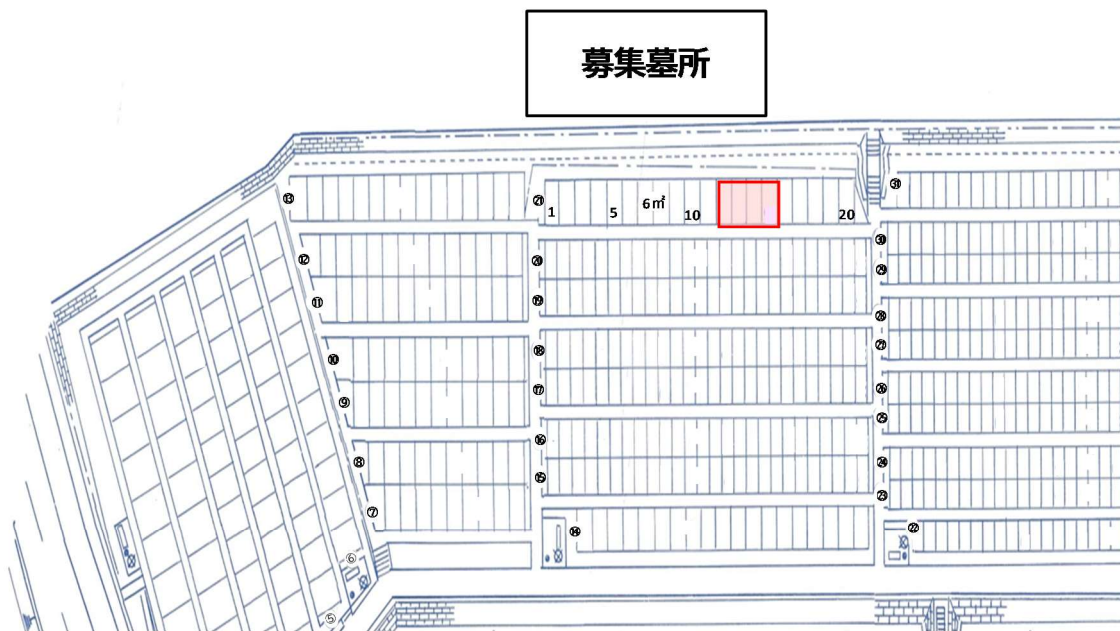
新規墓所使用申込受付期間

令和7年1月10日(金)から1月19日(日)まで

募集墓所一覽

区	番	列	号	区画数	墓所使用料等（消費税等含む）
11	9	21	A12 から C16	新規募集 15区画	550,000 円

■ 新規募集墓所 11区 9番21列 A12 ~ C16号 (15区画)



募集墓所

北西 ▶ C12	南東 ◀ C13	北西 ▶ C14	南東 ◀ C15	北西 ▶ C16
北西 ▶ B12	南東 ◀ B13	北西 ▶ B14	南東 ◀ B15	北西 ▶ B16
北西 ▶ A12	南東 ◀ A13	北西 ▶ A14	南東 ◀ A15	北西 ▶ A16

【別途費用】 墓石代金（工事費を含む）

レリーフ型 金165,000円～

総額 計 金715,000円～

棹石型 金440,000円～

総額 計 金990,000円～

当霊園のパフレット設置石材店が墓碑建立に係る標準価格保証を行っています。

墓石種類の変更やオプション等については、石材店にご相談ください。

開眼法要等の祭祀料は別途となります。

（墓石イメージ）



レリーフ型 71.5万円

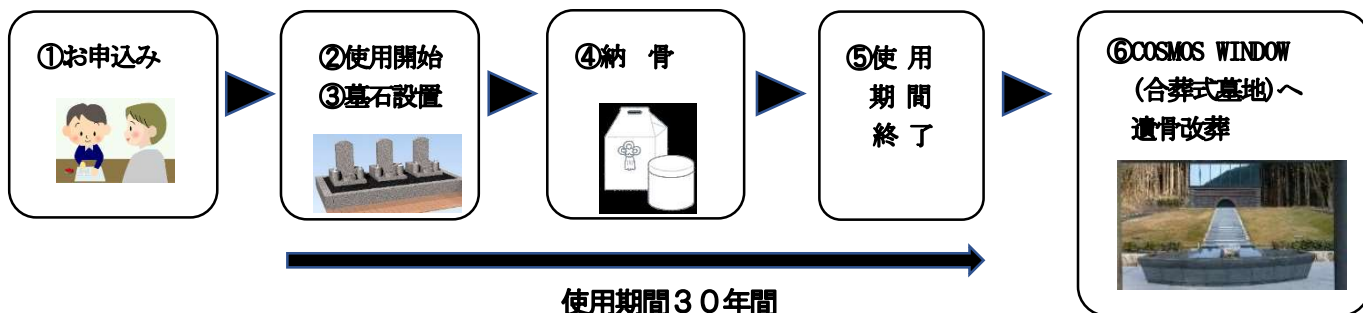


竿石型 99万円

1 北摂の小さなお墓について

- ① 小さい面積のお墓です。
- ② 使用期間は、使用許可日から30年間です。期間中の追加の費用は必要ありません。
- ③ 申込時に埋蔵予定者を4体まで登録していただきます。
使用者本人を含め生前での登録も可能です。
- ④ 使用者が亡くなられた場合、承継不要で（ご希望により承継は可能です）使用期間中は埋蔵予定者として登録されたご遺骨を埋蔵でき、当霊園が管理者となりお墓を存続させます。
- ⑤ 使用期間終了後は当霊園のCOSMOS WINDOW(合葬式墓地)に共同埋蔵し、ご遺骨を永代管理いたします。

2 お申込みからの使用期間終了までの流れ



① お申込み

現地をよくご確認いただき、使用のきまりをご承諾の上、お申し込みください。

新規募集墓所については、ご希望の墓所の申込みが重複した場合は抽選となります。

墓石をセットでお申込みされる場合は、当選後に別途石材業者にお申込みいただきます。

② 使用開始

墓所使用料等のお振込み後、使用許可申請のお手続きをお願いします。

大阪北摂霊園使用許可証をお渡しします。

③ 墓石設置

墓石は自由にお選びいただけます。

石材業者が工事届を提出し、墓石の設置工事を行います。(別途、事務手数料必要)

④ 納骨

納骨の際は埋蔵届が必要です。墓前での納骨式もしていただけます。

「北摂の小さなお墓」に埋蔵できるご遺骨の数は4体までです。

⑤ 使用期間終了

30年の使用期間終了により、墓所使用权は消滅します。

埋蔵された焼骨の祭祀主宰者は当霊園へ移行します。

また、当該墓地の墓石その他一式の所有権は霊園管理者に帰属します。

⑥ COSMOS WINDOW(合葬式墓地)へ遺骨改葬、墓じまい

ご遺骨をCOSMOS WINDOW(合葬式墓地)へ共同埋蔵し、当霊園が永代に管理いたします。

ご遺骨の改葬手続きや墓じまいは、すべて当霊園が行います。

3 申込資格（次のいずれかに該当する方 ※居住地、国籍、宗旨・宗派は問いません。）

埋蔵するご遺骨を所持している方

お墓の祭祀を主宰される方

4 募集のご案内

申込み方法 本案内及び「大阪北摂霊園使用上のきまり」をよくご覧になり、大阪北摂霊園墓所使用申込書に記入押印のうえ、お申込みください。（郵送による受付も可能です。）

なお、お申込み書類はお返しできませんのでご了承ください。

※電話によるお申込みはできません。

※お一人様につき、1区画のお申込みに限らせていただきます。なお、1区画のお申込みにつき、一家族の複数名からのお申込みはご遠慮ください。

募集墓所 抽選対象募集区画 11区9番21列 A12～C16号 全15区画

（詳細は、1頁の募集墓所一覧をご確認ください。）

墓所使用料等 総額 71.5万円～（消費税等込）



（レリーフ型）

（料金内訳） 使用料に 含まれる料金	墓所使用料 +		+	（レリーフ型） 墓石代金（消費税等含む） 16.5万円～ （墓石のお申込みは、当選後に別途石材業者へお願いします。）
	管 理 料 +	55万円 （消費税等含む）		
	COSMOS WINDOW （合葬式墓地）使用料等			

申込受付 令和7年1月10日（金）から同年1月19日（日）まで

午前10時から午後4時まで（最終日のみ午後3時まで）

受付窓口又は郵送により受付いたします。

なお、郵送の場合は、大阪北摂霊園管理事務所に同年1月19日（日）

午後3時までに到着したものに限り。

□受付窓口 大阪北摂霊園管理事務所（霊園現地） ☎072-739-0291

〒563-0216 大阪府豊能郡豊能町高山 235

□新規募集墓所
決定方法

同一墓所に複数のお申込みがあった場合には、墓所ごとに公開抽選のうえ、当選者を決定します。

お申込者がお一人の場合は、無抽選で当選といたします。

- 抽選日 令和7年1月19日（日）の午後3時30分から大阪北摂霊園管理事務所で開催抽選を行います。
- 抽選発表 抽選結果は、抽選会場に掲示するとともにお申込者全員の方に郵送にてお知らせいたします。

「当選された方」には、使用許可申請書及び払込票（兼受領書）等を郵送いたしますので、申請期間内に必ず手続きを完了してください。使用許可申請の手続きについては次ページをご覧ください。

- 新規募集墓所で募集期間中に申込みの無かった墓所については、大阪北摂霊園管理事務所窓口で令和7年2月1日（日）午前10時から先着順で受付を開始します。

5 使用許可申請手続きのご案内（当選された方へ）

□使用料等の納入 使用料について、「払込票（兼受領書）」にて、必ず納入期限までに郵便局で一括して払込を行ってください。お渡しした「払込票（兼受領書）」以外での振込みを希望される方は、次の振込口座のいずれかにお振込みください。

振込先

- ・りそな銀行 千里北支店 普通預金 0003343
- ・池田泉州銀行 千里中央支店 普通預金 0022382
- ・三菱UFJ銀行 千里中央支店 普通預金 4816641
- ・ゆうちょ銀行 記号 009806 番号 168258

口座名義

ザイ) オオサカフトシセイビスイシンセンター
公益財団法人 大阪府都市整備推進センター

□使用許可証の発行 必ず申請期間内に必要書類を受付窓口にご持参の上、申請手続きをしてください。墓所の使用を許可したことの証として「大阪北摂霊園使用許可証」を発行いたします。なお、やむを得ない場合を除き、申請期間内に申請がない場合は、辞退されたものとして取り扱います。

□申請 (1) 受付期間 令和7年2月1日（日）から同年2月10日（月）まで
(2) 受付時間 午前10時から午後4時まで
(3) 受付窓口 ・大阪北摂霊園管理事務所（霊園現地） ☎072-739-0291
〒563-0216 大阪府豊能郡豊能町高山 235
・霊園事業課（北千里オフィス） ☎06-6871-0577（土日祝日除く）
〒565-0874 吹田市古江台4丁目119番地
ディアス北千里1番館3階（りそな銀行が1階にあるビル）

□必要書類 (1) 使用許可申請書（裏面：承諾書）
※使用許可申請書及び承諾書は、印鑑登録証明書の印鑑を押印願います。
(2) 住民票（本籍地記載） 1通（3か月以内のもの）
(3) 印鑑登録証明書 1通（3か月以内のもの）
(4) 払込票（兼受領書）
(5) 使用申込書（控）
(6) 認印

6 使用上のきまり

【大阪北摂霊園使用規程の要旨】

霊園の維持管理上、墓所使用についての条件や制限を定めておりますので、ご承知ください。

□使用の制限

霊園の諸施設は、祭祀、工事等のため許可を受けて臨時に使用する場合は、その本来の目的以外には使用できません。

□埋蔵物の制限

墓所には、焼骨及びこれに準ずるもの以外は埋蔵することができません。

(ペットは埋蔵できません。)

□埋蔵数の制限

埋蔵数は4体までとしています。

『小さなお墓』は小人数用かつ30年後に改葬する前提としている墓地であることから、制限を設けています。埋蔵にあたっては、骨壺等の耐久性のある容器に1体ずつ納骨して下さい。

□使用許可証

墓所の使用を許可したことの証として『大阪北摂霊園使用許可証』を交付いたします。

『大阪北摂霊園使用許可証』は、墓碑の建立、ご遺骨の埋蔵などの各手続きに必要ですので大切に保管して下さい。

□墓所使用料

使用期間限定墓地の墓所使用料は、以下の料金を含んでいます。

- ・30年分の期間使用料、管理料、遺骨改葬にかかる COSMOS WINDOW(合葬式墓地)使用料等

管理料は、霊園全体の清掃、園路その他施設の補修維持管理等に要する費用に充てるものです。個々の墓石の維持管理に要する費用ではありません。

□使用許可の取消し

使用者が次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 使用者が使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) その他法令又は「大阪北摂霊園使用規程」に違反したとき。

□使用権の消滅

使用者が次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

- (1) 墓所使用許可日から30か年が経過したとき
- (2) 使用期間中に墓所を返還したとき

□祭祀主宰者の移行、墓石所有権の帰属

使用期間の終了をもって墓所使用権は消滅しますが、その時点で当墓地に埋蔵された焼骨の祭祀主宰者は霊園管理者へと移行し、墓石その他一式の所有権は霊園管理者に帰属します。

また、使用期間中に使用者死亡等により祭祀が主宰できなくなった場合も当該墓地に埋蔵された焼骨の祭祀主宰者は霊園管理者へと移行し、墓石その他一式の所有権は霊園管理者に帰属しますが、使用期間終了までお墓は存続します。

いずれの場合でも、使用期間終了後にご遺骨を COSMOS WINDOW(合葬式墓地)へ改葬し、墓じまいを行います。

□承 継

使用期間中に祭祀主宰者が霊園管理者に移行した場合でも、親族等の希望により承継していただけます。その場合、承継のお手続きが必要となります。

□墓所の返還

使用墓所が不用になったときは、現状で返還していただきます。

使用墓所を返還された場合、既納の使用料は還付しません。ただし、墓石未建立で使用許可日から3年以内のときは、使用料の1/2の額を還付します。

□墓石等を設置する場合の設備制限

- (1) 墓石等を設置する場合、設備制限を設けています。
- (2) 墓石等を設置する場合、施工1週間前に必ず管理事務所へ届け出て承認を受けてください。
- (3) 墓石の設置工事の際は工事に関する手数料5,500円が必要となります。

□COSMOS WINDOW(合葬式墓地)の使用について

- (1) COSMOS WINDOW(合葬式墓地)へのご遺骨の埋蔵は当霊園が行います。
- (2) 当霊園以外の者は参拝スペースから先のCOSMOS WINDOW(合葬式墓地)内とその周辺へは立ち入ることはできません。
- (3) COSMOS WINDOW(合葬式墓地)の合葬室に埋蔵されるご遺骨は共同埋蔵となります。
- (4) 共同埋蔵後は、ご遺骨及び骨壺等の容器は返還いたしません。



大阪北摂霊園の概要

- 名 称 大阪北摂霊園（昭和48年11月開園）
- 経営主体 公益財団法人大阪府都市整備推進センター
- 所在地 大阪府豊能郡豊能町高山、箕面市大字粟生間谷及び茨木市泉原にまたがる地域
- 規 模 総面積 983,497㎡
墓地経営面積 983,497㎡
墓所面積 121,000㎡
- 主な施設 霊園管理事務所、中央休憩所、その他（各園内バス停留所、休憩所、東屋など）
 - ・年末年始も開園しご自由にお参りしていただけますが、窓口業務（霊園管理事務所を含む。）は休みとなります。
 - ・開園時間は、午前9時から午後5時までです。

